

軽自動車税(種別割)減免 障がい別該当表(令和7年4月1日現在)

	障がい者が車を所有(納税義務者)し、本人、生計を一にする方または常時介護する方が運転する車		障がい者と生計を一にする方、または障がい者を常時介護する方が納税義務者であり、生計を一にする方または常時介護する方が運転する車	
障がいの区分	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級から3級、4級 A11 A15 A21 A22 A25～28 A31 A32 A35～38 A41 A43 A45～47	特別項症 第1項から第4項症	同 左	同 左
聴覚障がい	2級、3級 B21 B31	特別項症 第1項から第4項症	同 左	同 左
平衡機能障がい	3級 C31	特別項症 第1項から第4項症	同 左	同 左
音声機能障がい	3級 D31 (注) 喉頭摘出による場合に限る	特別項症 第1項、第2項症 (注) 喉頭摘出による場合に限る	該当にならない	該当にならない
上肢不自由	1級、2級 E11 E12 E21～24	特別項症 第1項から第3項症	同 左	同 左
下肢不自由	1級から6級 F11 F12 F21 F22 F31 F32 F33 F41～46 F51～53 F61 F62	特別項症 第1項から第6項症 第1款から第3款症	1級、2級、3級 F11 F12 F21 F22 F31～33	特別項症 第1項から第3項症 第4款、第5款症
体幹不自由	1級から3級、5級 G11 G21 G22 G31 G51	特別項症 第1項から第6項症 第1款から第3款症	1級から3級 G11 G21 G22 G31	特別項症 第1から第4項症 第4款、第5款症
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障がい (上肢機能)	1級、2級 H11 H21 (注) 1上肢のみに運動機能 障がいがある場合を除く		同 左	
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障がい (移動機能)	1級から6級 I11 I21 I31 I41 I51 I61		1級から3級 I11 I21 I31 (注) 1下肢のみに運動機 能障がいがある場合を除く	
心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は 直腸、小腸 機能障がい	1級、3級 J11 K11 L11 M11 J31 K31 L31 M31 N11 N31	特別項症 第1項から第3項症	同 左	同 左
免疫機能障がい	1級から3級 O11 O21 O31		同 左	
肝臓機能障がい	1級から3級 P11 P21 P31		同 左	
知的障がい	療育手帳 ⇒ A A1 A2		同 左	
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳 ⇒ 1級		同 左	